

第2章

都立特別支援学校の適正な規模と配置

第2章 都立特別支援学校の適正な規模と配置

1 個に応じた新たなタイプの学校づくり

【現状と課題】

自立と社会参加に向けた多様な進路希望にこたえるため、新たなタイプの学校として、第一次・第二次実施計画において都立知的障害特別支援学校高等部職業学科（計5校）の設置を計画しました。これまでに3校（都立永福学園、都立青峰学園、都立南大沢学園）が開校し、現在残る2校（板橋学園特別支援学校（仮称）、東部地区学園特別支援学校（仮称））の開校準備を進めているところです。

しかしながら、これら5校で対応できる定員は3学年で1,200名程度であり、既存の職業学科への期待や高等部生徒数の将来推計等を考慮すると、知的障害が軽い生徒の職業的な自立を支援していくためには、既存の職業学科への出願状況等を踏まえて、地域バランスに配慮した職業学科の増設が必要であると考えます。

また、障害の重複化については、副障害として知的障害を併せ有する児童・生徒の割合が最も高く、視覚障害特別支援学校で30.8%、聴覚障害特別支援学校で13.0%、肢体不自由特別支援学校で76.3%となっています（平成22年度現在）。

都教育委員会では、こうした現状に対応するために、平成19年の「学校教育法」改正の趣旨を踏まえて、視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する学校や、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する学校の設置を進めてきました。

これら併置校においては、第一に、それぞれの教育部門の専門性を十分に確保することが大切ですが、障害が重複する児童・生徒の場合、自立活動の指導等における両教育部門の教育機能を活かした支援への保護者の期待も高いことから、様々な障害の状態に対応した教育内容・方法の研究・開発に取り組むことのできる教育環境の整備も重要であると考えます。

【改善の方向及び計画】

（1） 知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科の設置

現在、既に開校している3校及び計画中の2校に加え、知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科を新たに増設します。具体的には、1学年2～3学級程度（1学年あたり20～30名程度）の比較的小規模の職業学科を、地域バランスに配慮して10校程度設置します。原則として、高等部のみを設置する都立知的障害特別支援学校に、普通科と職業学科を併設させます。

具体的な設置計画や教育内容等については、平成23年度に検討委員会を設置して検討を行います。なお、都立足立特別支援学校高等部普通科職業コースは、本計画の進行に伴って職業学科に変更します。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
知的障害が軽い生徒を対象とした職業学科の設置		検討	計画推進		→

(2) 聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する都立特別支援学校の設置

児童・生徒の障害の重複化や「学校教育法」改正の趣旨を踏まえ、複数の障害教育部門を併置する特別支援学校として、聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する学校（以下「聴・知併置校」という。）を設置します。聴・知併置校は、それぞれの障害種別における教育の専門性を十分確保するとともに、児童・生徒の障害特性に応じた適切な学習環境を確保します。

具体的には、都立立川ろう学校を聴・知併置校として改編し、平成 32 年度に開校させる予定です。同校の聴覚障害教育部門には、これまでどおり幼稚部、小学部、中学部、高等部普通科、高等部専攻科を設置し、知的障害教育部門には小学部、中学部を設置します。なお、知的障害教育部門は近隣の都立知的障害特別支援学校と調整の上、通学区域を設定します。

また、同校を聴覚障害と知的障害を併せ有する児童・生徒に対する指導内容・方法に関する研究・開発校として位置付け、その成果を他の都立特別支援学校に普及できるようにします。

(3) 知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する都立特別支援学校の設置

児童・生徒の障害の重複化や「学校教育法」改正の趣旨を踏まえ、複数の障害教育部門を併置する特別支援学校として、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する学校（以下「知・肢併置校」という。）を設置します。知・肢併置校は、それぞれの障害種別における教育の専門性を十分確保するとともに、児童・生徒の障害特性に応じた適切な学習環境を確保します。

具体的には、都立南花畑特別支援学校（知的障害：小学部・中学部）と都立城北特別支援学校（肢体不自由：小学部・中学部・高等部）を発展的に統合し、平成 32 年度の開校を目指します。両教育部門の設置学部は、知的障害教育部門が小学部、中学部設置、肢体不自由教育部門が小学部、中学部、高等部設置とします。なお、両教育部門はいずれも通学区域を設定し、近隣の都立特別支援学校と調整の上、通学区域の見直しを行います。

(4) 知的障害教育部門と病弱教育部門を併置する都立特別支援学校の設置

「学校教育法」改正の趣旨を踏まえ、複数の障害教育部門を併置する特別支援学校として、知的障害教育部門と病弱教育部門を併置する学校（以下「知・病併置校」という。）を設置します。具体的には、都立武蔵台特別支援学校（知的障害：小学部・中学部・高等部）を知・病併置校として改編します。

(5) 肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する都立特別支援学校の設置

「学校教育法」改正の趣旨を踏まえ、複数の障害教育部門を併置する特別支援学校として、肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する学校（以下「肢・病併置校」という。）を設置します。肢・病併置校は、それぞれの障害種別における教育の専門性を十分確保するとともに、児童・生徒の障害特性に応じた適切な学習環境を確保します。

ア 都立久留米特別支援学校の教育機能の移転

都立久留米特別支援学校（病弱：小学部・中学部・高等部）は、今後も在籍者の大幅な増加は見込まれない状況にあります。そのため、児童・生徒にとって適正な学習集団の規模を確保することを目的に、都立光明特別支援学校（肢体不自由：小学部・中学部・高等部）に病弱教育部門を併置し、平成 29 年度に都立久留米特別支援学校の教育機能（寄宿舎を含む）を移転します。

イ 病弱教育部門の併置による病院内教育の充実

病院内教育の充実を図るため、都立光明特別支援学校に加えて、都立北特別支援学校と都立墨東特別支援学校（いずれも肢体不自由：小学部・中学部・高等部）にも病弱教育部門（小学部・中学部・高等部）を併置します。

「新たなタイプの学校づくり」の実施に当たって

都立知的障害特別支援学校高等部職業学科の設置や各都立特別支援学校の教育環境の整備に当たっては、関連諸機関との調整や課題の検討を十分に行い、最も合理的かつ効果的な設置規模や環境整備となるよう、適宜、必要な見直しを図ります。

各都立特別支援学校の教育環境整備の検討において、個々の整備計画が全体に影響を及ぼす場合は、第三次実施計画の基本的な考え方を踏まえ、計画全体の必要な見直しを行うこととします。

2 都立特別支援学校の適正な規模と配置

【現状と課題】

第三次実施計画の策定に当たって実施した障害のある児童・生徒数の将来推計によれば、都立知的障害特別支援学校の在籍者は今後も増加が見込まれています。

都教育委員会ではこれまでも、聴覚障害特別支援学校の再編や複数の障害教育部門を併置する特別支援学校の設置等を推進しながら、都立特別支援学校の適正な規模と配置に努めてきましたが、平成22年度現在の都立知的障害特別支援学校の教室保有状況を見ると、特別教室から転用した普通教室やカーテン等で間仕切りをした普通教室が多く存在します。

今後、平成32年度までの間、更なる児童・生徒の増加により、確保すべき教室数の規模は増大していきます。このため、平成32年度の障害のある児童・生徒数の将来推計に基づき、都立知的障害特別支援学校の再編整備を中心とした都立特別支援学校の規模と配置の適正化を図る必要があります。

また、在籍者が減少傾向にある都立久留米特別支援学校（病弱）の設置形態を、より効果的に教育活動が実施できる形態に見直していくことや、現在、肢体不自由特別支援学校が実施している病院内教育について、その実施形態や指導内容・方法の充実策に関する具体的改善策を講じ、都立特別支援学校が担う病弱教育の再編を進めることも、第三次実施計画における重要な対応課題です。

【改善の方向及び計画】

（１） 都立特別支援学校の適正な規模と配置の考え方

都立知的障害特別支援学校の再編整備を中心とした都立特別支援学校の規模と配置の適正化に当たり、以下のとおりの対応策を講じます。必要に応じて、一つの対象校に複数の対応策を講じながら規模と配置の適正化を図ります。

また、障害種別の学校数や在籍者の増減、地域バランス等に配慮しながら規模と配置の適正化に努め、都立特別支援学校全体での対応を行っていきます。

ア 都立高等学校の跡地の活用

都立高校改革推進計画に基づいて閉校した都立高等学校跡地を活用し、規模と配置の適正化を図ります。

イ 都用地の活用

都用地の活用により、規模と配置の適正化を図ります。

ウ 複数の障害教育部門を併置する学校の設置

児童・生徒の障害の重複化への対応や「学校教育法」改正の趣旨を踏まえ、複数の障害教育部門を併置する学校の設置により、規模と配置の適正化を図ります。

エ 学部の改編

例えば、これまで小学部から高等部までを設置していた学校を、小学部・中学部の設置校と高等部のみを設置する学校とに再編する等の学部改編を行い、規模と配置の適正化を図ります。

オ 通学区域の調整

都立特別支援学校の再編・新設等に応じて通学区域の調整を行い、規模と配置の適正化を図ります。

(2) 教室活用の考え方

都立特別支援学校の適正な規模と配置に当たっては、教育環境改善のため、カーテン等で間仕切りした教室の解消を進めます。また、特別教室等から転用した普通教室については、転用の解消を進める一方、特別教室の活用状況を踏まえ、普通教室としての活用を一部継続するとともに、普通教室として新たに転用活用する運用を行います。

(3) 都立特別支援学校の配置計画の概要

障害種別	平成 16 年度 (第一次実施 計画開始年度)	平成 19 年度 (第一次実施 計画終了年度)	平成 22 年度 (第二次実施 計画終了年度)	平成 27 年度 (第二次実施 計画整備終了)	平成 32 年度 (第三次実施 計画整備終了)	
都立特別支援学校	55 校 1 分校	53 校 1 分校	55 校	58 校	58 校	
視覚障害特別支援学校	4 校	4 校	3 校	3 校	3 校	
聴覚障害特別支援学校	8 校	4 校	4 校	4 校	3 校	
知的障害特別支援学校	28 校 1 分校	30 校 1 分校	30 校	31 校	31 校	
肢体不自由特別支援学校	12 校	11 校	11 校	9 校	5 校	
病弱特別支援学校	1 校	1 校	1 校	1 校	0 校	
併 置 校	視・知併置校		1 校	1 校	1 校	
	聴・知併置校				1 校	
	知・肢併置校	2 校	3 校	5 校	9 校	10 校
	知・病併置校					1 校
	肢・病併置校					3 校

(4) 都立視覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

第二次実施計画において、視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する都立久我山青光学園（平成 22 年度開校）を設置しました。都立視覚障害特別支援学校は、都立久我山青光学園を含めて現在 4 校が配置されています。都教育委員会では、都立視覚障害特別支援学校の在籍者数の将来推計や地域バランス等を踏まえ、今後とも 4 校の配置を維持しながら教育内容の充実を図っていきます。

(5) 都立聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

ア 都立聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

都立聴覚障害特別支援学校は、第一次実施計画に基づく再編整備において現行の4校の配置となりました。都教育委員会では、都立聴覚障害特別支援学校の在籍者数の将来推計や地域バランス等を踏まえ、今後とも4校の配置を維持しながら教育内容の充実を図っていきます。

なお、都立特別支援学校に在籍する幼児・児童・生徒の障害の重複化に対応するために、都立立川ろう学校を聴・知併置校（立川学園特別支援学校（仮称））に改編します。

イ 地域の早期相談・支援の拠点としての幼稚部の整備

聴覚に障害のある乳幼児の場合、早期からの適切な支援が、保有する聴力の活用、言語能力の習得や社会性の獲得等に大きく影響することから、第三次実施計画においては、都立聴覚障害特別支援学校幼稚部（3校3分教室）を地域における早期相談・支援の拠点として充実を図ります。具体的には、外部人材（言語聴覚士等）を活用し、聴覚に障害のある乳幼児の早期支援を行っていきます。

都立大塚ろう学校の3分教室（永福・江東・城南分教室）についても、早期相談・支援の拠点として充実を図るとともに、乳幼児の通学負担等を考慮し、幼稚部については入学者数にかかわらず今後も存続させていきます。また、都全体の配置バランスを考慮しながら、都立聴覚障害特別支援学校幼稚部を活用した聴覚障害のある乳幼児と保護者に対する相談・支援を行う地域拠点の在り方について検討していきます。

なお、小学部については、集団による教育活動の確保が重要であることから、新入生が2年続けて3名に満たない場合には、それ以降は募集を停止します。

(6) 都立肢体不自由特別支援学校の適正な規模と配置

都教育委員会ではこれまで、第一次・第二次実施計画において、知・肢併置校の設置により、都立肢体不自由特別支援学校の適正な規模と配置に努めてきました。その結果、平成16年度（第一次実施計画開始年度）には72分であったスクールバス（配車114台）の平均乗車時間が、平成22年度には64分（配車146台）に短縮されています。

今後も、都立肢体不自由特別支援学校の在籍者数の将来推計や地域バランス等を踏まえ、現行の配置を維持するとともに、スクールバス乗車時間60分以内を目標にスクールバス運行コースの設定の工夫等に努め、児童・生徒の通学負担の軽減を図っていきます。

なお、第三次実施計画では、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化に適切に対応するために、知・肢併置校（南花畑学園特別支援学校（仮称））を設置します。

(7) 都立知的障害特別支援学校の適正な規模と配置

ア 聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する都立特別支援学校の設置

都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加及び都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化に適切に対応するために、都立立川ろう学校を聴・知併校（立川学園特別支援学校（仮称））に改編します。

イ 知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する都立特別支援学校の設置

都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加及び都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化に適切に対応するために、知・肢併置校（南花畑学園特別支援学校（仮称））を設

置します。

ウ 都立知的障害特別支援学校の設置・移転

都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、以下のとおり都立知的障害特別支援学校の設置を行います。

都立高等学校の跡地の活用により、市ヶ谷地区特別支援学校（仮称）（高等部）を設置します。

所有地の活用により、臨海地区特別支援学校（仮称）（小学部・中学部）を設置します。

所有地の活用により、都立八王子特別支援学校（小学部・中学部・高等部）を移転します。

病弱特別支援学校である都立久留米特別支援学校を、知的障害特別支援学校（高等部）として改編します。

都立王子特別支援学校（高等部）と都立王子第二特別支援学校（小学部・中学部）を、王子地区特別支援学校（仮称）（小学部・中学部・高等部）に改編します。

エ 都立知的障害特別支援学校の再編整備に伴う学部改編

都立知的障害特別支援学校の規模と配置の適正化を図るため、学校の再編整備に伴って学部の改編を行います。

第三次実施計画においては、都立矢口特別支援学校と都立清瀬特別支援学校の学部改編を実施します。両校には現在、小学部・中学部・高等部を設置していますが、改編後は小学部・中学部を設置する学校となります。

（８） 都立病弱特別支援学校の適正な規模と配置

肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する都立特別支援学校等の設置により、都の実情に応じた病弱教育の再編を進め、教育内容・方法の充実と病弱教育の専門性の確立を図ります。

ア 肢・病併置校の設置による都立久留米特別支援学校の教育機能の移転

都立久留米特別支援学校は、医療の進歩や社会状況の変遷等により、在籍する児童・生徒の病態や就学・転学の背景が変化してきているとともに、障害のある児童・生徒数の将来推計によっても在籍者の大幅な増加も見込まれない現状にあります。そのため、在籍する児童・生徒にとって、学力向上や社会性の育成等のための適正な学習集団の確保が難しい状況にあります。

こうしたことから、都立久留米特別支援学校の単独設置の在り方を見直し、より効果的に教育活動を行うことができるよう同校の教育機能の移転を図ります。具体的には、都立光明特別支援学校（肢体不自由：小学部・中学部・高等部）に病弱教育部門を併置し、平成 29 年度に都立久留米特別支援学校の教育機能（寄宿舎を含む）を移転します。

なお、都立光明特別支援学校の病弱教育部門では、寄宿舎への入舎を必要とする児童・生徒だけでなく、通学を希望する児童・生徒の受入れも行っています。

イ 知・病併置校の設置による都立久留米特別支援学校府中分教室の改編

現在、「都立小児総合医療センター」（平成 22 年 3 月開設）内には、都立久留米特別支援学校の府中分教室が設置されています。しかし、府中分教室は本校と離れているため、管理・運営や病院との連携等において少なからず課題が生じています。

一方、「都立小児総合医療センター」には、都立武蔵台特別支援学校（知的障害）が隣接していることから、分教室の教育課程や運営管理、病院との連携強化等をより円滑に図るため、都立武蔵台特別支援学校に病弱教育部門を併置することによって「府中分教室」（小学部・中学部）

の再編を行います。なお、都立武蔵台特別支援学校の病弱教育部門は、原則として「都立小児総合医療センター」に入院している児童・生徒を対象とします。

ウ 肢・病併置校の設置による病院内教育の充実

現在、病院に入院している児童・生徒の教育は、病院内に設置された分教室における教育と教員がベッドサイドを訪問して行う病院内訪問教育の2つの形態で実施しています。このうち病院内訪問教育は、指導時数が週3日（1回2時間）と制限されるため、入院期間中の学習の遅れを心配する児童・生徒や保護者からは、「勉強時間をもっと増やしてほしい」、「もっといろいろな教科を教えてほしい」といったニーズが高まっています。さらに、現在の病院内教育は都立肢体不自由特別支援学校が担っており、病弱教育としての位置付けが不明確であることから、病弱教育に特化した専門性の確立が難しいといった課題も指摘されています。

こうしたことから、第三次実施計画では、肢体不自由特別支援学校である都立光明特別支援学校、都立北特別支援学校、都立墨東特別支援学校に病弱教育部門を併置し、病院内教育を実施する学校を拠点化することにより、病院内教育の位置付けの見直しも含め、病院内教育の効果的な実施と指導内容・方法の充実を図っていきます。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
肢・病併置校の設置による病院内教育の充実		検討	計画推進		→

肢・病併置校の設置による都立久留米特別支援学校府中分教室の改編に関する内容についてもあわせて検討する。

(9) 都立知的障害特別支援学校における普通教室の確保

都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、新設及び増改築により必要な教室数の確保に努めます。

第三次実施計画では、平成32年度までに新設2校、増改築13校の実施を予定しています。

(10) 都立特別支援学校の適正な規模と配置の推進に当たって

都立特別支援学校の適正な規模と配置の推進に当たっては、教育課程の研究・開発や教育活動の実施に必要な施設設備の在り方について検討するために、必要に応じて「基本計画検討委員会」を設置します。

(11) 整備計画の必要な見直し

各都立特別支援学校の整備着手に当たっては、関連諸機関との調整や課題の検討を十分に行い、配置の適正化を踏まえた設置場所とするとともに、最も合理的かつ効果的な施設整備の規模、整備手法及び整備スケジュールとなるよう必要な見直しを行います。

各都立特別支援学校の検討において、個々の整備計画が全体に影響を及ぼす場合には、第三次

実施計画の基本的な考え方を踏まえ、計画全体の必要な見直しを行うこととします。

東京都特別支援教育推進計画に基づく都立特別支援学校の設置等状況
 [第三次実施計画]

学校名/ 開校等予定年度/(設置学部)	設置場所	第三次実施計画					
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
高島特別支援学校 平成28年度(知:小中)	高島特別支援学校	基本設計	基本設計 実施設計	実施設計 工事	工事	工事	供用開始 工事 グラウンド整備
南花畑学園特別支援学校(仮称) 平成32年度(知:小中) (肢:小中高)	南花畑特別支援学校 城北特別支援学校		基本設計(知・肢)	基本設計(知・肢) 実施設計(肢)	実施設計(肢) 工事(肢)	工事(肢)	工事(肢) 実施設計(知)
臨海地区特別支援学校(仮称) 平成31年度(知:小中)	都有地 (江東区臨海地区)		基本設計	基本設計 実施設計	実施設計 都市計画手続き	都市計画決定 ほか準備期間	工事
小金井特別支援学校 平成30年度(知:小中)	小金井特別支援学校		基本設計	基本設計 実施設計 工事	実施設計 工事	工事	工事
八王子特別支援学校 平成29年度(知:小中高)	都有地 (八王子市東浅川町)		基本設計	基本設計 実施設計	実施設計 工事	工事	工事
光明学園特別支援学校(仮称) 平成29年度(肢:小中高) (病:小中高)	光明特別支援学校		基本設計	基本設計 実施設計	実施設計	工事	工事
矢口特別支援学校 平成32年度(知:小中)	矢口特別支援学校			基本設計	基本設計 実施設計	実施設計 工事	工事
市ヶ谷地区特別支援学校(仮称) 平成31年度(知:高)	旧市ヶ谷商業高校跡地			基本設計	基本設計 実施設計 工事	実施設計 工事	工事
王子地区特別支援学校(仮称) 平成31年度(知:小中高)	王子特別支援学校 王子第二特別支援学校			基本設計	基本設計 実施設計	実施設計	工事
七生特別支援学校 平成32年度(知:小中高)	七生特別支援学校				基本設計	基本設計 実施設計 工事	実施設計 工事
武蔵台特別支援学校 平成30年度(知:小中高)	武蔵台特別支援学校				基本設計	実施設計	工事
水元特別支援学校 平成32年度(知:小中)	水元特別支援学校				基本設計	基本設計 実施設計	実施設計
立川学園特別支援学校(仮称) 平成32年度(聴:幼小中高(普・専)) (知:小中)	立川ろう学校					基本設計	基本設計 実施設計 解体工事
町田の丘学園 平成31年度(知:小中高) (肢:小中高)	町田の丘学園 (野津田高校)					基本設計	基本設計 実施設計
久留米特別支援学校 平成32年度(知:高)	久留米特別支援学校					基本設計	基本設計 実施設計
墨田特別支援学校 平成32年度(知:小中高)	墨田特別支援学校						基本設計

個々の施設整備の着手に当たっては、関連諸機関との調整や課題の検討等を十分行い、配置の適正化を踏まえた設置場所とするとともに、最も合理的かつ効果的な施設整備の規模、整備手法及び整備スケジュールとなるよう必要な見直しを行う。

3 寄宿舎の適正な規模と配置

【現状と課題】

都教育委員会は、本計画において、平成 16 年度現在 11 舎あった寄宿舎を、本計画完成時（平成 27 年度）までに 5 舎に再編する計画を示しました。寄宿舎の再編は、都立特別支援学校の適正な規模と配置の実施による通学区域の縮小やスクールバスの整備等による通学時間の短縮によって、「通学困難」を理由とする入舎対象が著しく減少してきたことが背景にあります。

寄宿舎設置の趣旨は、通学が困難な児童・生徒に対して宿舎を提供して就学を保障するものであることから、都教育委員会では平成 18 年度に「東京都立盲学校、ろう学校及び養護学校寄宿舎の管理運営に関する規則」の改正を行い、平成 19 年度から入舎基準を「通学困難」に限定しました。また、第一次・第二次実施計画に基づき、平成 16 年度の第一次実施計画開始年度に 11 舎であった寄宿舎を、第二次実施計画終了年度（平成 22 年度末）までに 7 舎（都立江戸川特別支援学校寄宿舎を平成 22 年度末に閉舎予定）に再編してきました。

こうした中、今後とも「通学困難」として想定される島しょ地区在住の児童・生徒等の大幅な増加は見込まれないことから、当初の計画どおり 5 舎に再編します。なお、寄宿舎の再編に当たっては、閉舎後の生活に保護者が不安を感じることをないよう、地元自治体と緊密な連携を図りながら、児童・生徒の個別の事情に配慮した対応に努めていきます。

【改善の方向及び計画】

（１） 寄宿舎の配置の基本的な考え方

- ア 視覚障害の児童・生徒を受け入れる寄宿舎は、障害の特性に配慮し、通学の安全確保のために地域性を考慮した配置とします。
- イ 島しょ地区に在住する児童・生徒の受入れのため、各障害部門の寄宿舎を配置し、対応できるように配慮します。
- ウ 寄宿舎の施設・設備の安全性及び機能性等を十分に確保した上で、複数の障害部門を併置する設置形態を導入していきます。
- エ 寄宿舎に入舎する必要が生じた児童・生徒は、原則として、在籍する特別支援学校と同一の障害部門を設置する寄宿舎に入舎することになります。

（２） 寄宿舎の適正な規模と配置

第三次実施計画においては、都立城北特別支援学校（肢体不自由）の寄宿舎を閉舎するとともに、病弱特別支援学校の適正な規模と配置の計画に基づき、都立久留米特別支援学校の寄宿舎機能を都立光明特別支援学校に移転します。

内 容	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
閉舎年度						
城北特別支援学校 平成 23 年度末	閉 舎					
久留米特別支援学校 平成 28 年度末						閉 舎

都立久留米特別支援学校の寄宿舎は、平成 29 年度より都立光明特別支援学校の寄宿舎に再編する。

(3) 寄宿舍の再編に当たって

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、寄宿舍設置校と非設置校の別にかかわらず寄宿舍施設を活用することができるよう、夏休み等の長期休業中の有効活用を促進していきます。